

2026年1月30日

## 令和8年1月21日からの大雪により被災されたお客さまへ

令和8年1月21日からの大雪により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。被災された皆さまにおかれましては、一刻も早く平穏な生活を取り戻されることをお祈り申し上げます。

さて、当金庫では今回の災害に遭われた皆さまとのお取引に対して、下記の通りのお取扱いを実施しておりますのでご案内致します。

何卒、お気軽にご相談いただきますよう、お願ひいたします。

### 記

[令和8年1月21日からの大雪にかかる災害救助法適用地域]

県	市区町村
青森県	青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、むつ市、つがる市、平川市、東津軽郡今別町、東津軽郡蓬田村、東津軽郡外ヶ浜町、西津軽郡鰺ヶ沢町、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町、上北郡野辺地町

※2026年1月29日現在（最新の災害救助法の適用状況は内閣府防災情報のページをご覧ください）

### 1. 預金のお取引

- (1) 通帳、預金証書を紛失した場合でも、ご本人様であることを確認させていただいた上で、10万円を上限にお支払をいたします。  
※お届出印鑑もあわせて紛失している場合は、窓口にてご相談下さい。
- (2) 汚れた紙幣の引き換えをいたします。
- (3) 定期預金等の満期日前の払戻しが必要な場合は窓口にてご相談下さい。
- (4) 被災に伴い必要なその他のお取引についても、窓口へご相談下さい。

### 2. 融資のお取引

既にお借入されているご融資の返済方法等のご相談についても、窓口にてご相談下さい。

※詳細につきましては、窓口までお問い合わせください。

— 東北労働金庫 —

